

TAIHO

グリーン調達 ガイドライン



2023年 6月改訂〔第5版〕

大豊工業株式会社

目次

I. はじめに	2
II. 大豊環境基本理念	3
III. グリーン調達の考え方	4
IV. 環境マネジメントの充実と強化	6
1.環境マネジメントシステムの構築	7
2.温室効果ガス(GHG)の削減	8
3.水資源インパクトの削減	9
4.資源循環の推進	9
5.化学物質の管理	10
6.自然共生社会の構築	12
7.物流納入におけるGHG排出量削減	12
お問合せ先一覧	13
化学物質関連法令・用語集	14
その他用語集	15

I. はじめに

日頃より、取引先の皆様には、生産・調達活動に対して、多大なご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。さて、近年地球温暖化やエネルギー問題など地球規模での取り組みが必要とされる複雑な問題が山積みになっており、私たちも製品をグローバルに供給する企業として、製品環境、生産環境両面において社会から求められる役割も年々大きくなっているものと認識しております。

大豊グループは「トライボロジーを基盤とした製品とエンジニアリングをもって社会に貢献する」という使命を掲げ、摩擦技術を中心としたトライボロジー技術をコアに、エネルギーの効率的な運用を追求し、高機能・高品質な製品とサービスの提供により持続的発展に努めてまいりました。

そして、環境に関する社会動向の変化を踏まえ、持続可能性を考慮し、2023年4月に大豊単体(Scope1, 2)を対象2035年カーボンニュートラル達成に向けた取り組みを宣言しました。今後脱炭素に向けた事業活動を推進してまいる所存です。

今回、「大豊工業グリーン調達ガイドライン」の改定においては、この「カーボンニュートラルの取組み」も踏まえ、企業が考慮すべき環境課題への取り組み強化や最新の法規制情報の共有・遵守することを内容とした第5版を発行することとしました。

私たちはこれからもより一層の地球環境との調和を目指した事業を進めてまいります。

そのためには取引先の皆様のご協力が不可欠となりますので、弊社の主旨および取り組みの重要性をご理解いただき、より一層のご協力のほど、お願い申し上げます。

大豊工業株式会社
代表取締役

栗津滋喜

II. 大豊環境基本理念

【環境基本理念】
製品と生産で社会と環境に貢献

環境方針

- 1.持続可能な社会に貢献する環境技術の追求、
環境・経済の両立を実現する新技術を通じて、
地球環境課題の解決とモビリティ社会への貢献
- 2.環境と調和を図るモノづくり
各国・各地域の環境における保護するため、
合理的なモノづくりと自主的な計画に基づく継
続的な改善
 - (1)CO₂排出量ゼロに向けた取り組み
 - (2)金属・水資源、環境負荷物質の使用量
および排出量を抑制する取り組み
- 3.社会との連携・協力
環境保全に関するステークホルダーとの信頼関
係の構築
 - (1)法規制の順守と環境異常・苦情の未然防止
 - (2)お客様・仕入先様との連携と協力
 - (3)地域社会・地域環境への貢献
 - (4)積極的な情報開示

III. グリーン調達の考え方

1. グリーン調達の目的

企業の社会的責任を果たし、「持続可能な社会」の実現に貢献し、循環型社会の構築を目指すため、自社の活動だけでなく、仕入先様を含めた地球環境保護活動を推進する。

2. グリーン調達とは

部品・原材料・副資材の調達に当たっては、価格と品質、納期に加えて、積極的に環境管理活動を取り組まれている仕入先様から環境負荷の少ない工程で生産されたものを調達すること。

3. グリーン調達推進に当たってのガイドライン

弊社はグリーン調達を推進するため、仕入先様の環境管理活動と、仕入先様から購入させていただく調達品の環境管理活動状況、並びに調達品の生産工程に対する環境への取り組み状況を調査させていただき、地球環境保全に積極的な取り組みを行っている仕入先様から優先的に購入を進めて行きたいと考えています。

仕入先様におかれましては、当ガイドラインを満たすべく、積極的に取り組んでいただきますよう、宜しくお願いします。

概要

本ガイドラインの更新に際しては、「第7次大豊環境取り組みプラン」をもとに改定しました。概要は以下の通りです。

1. 環境マネジメントシステムの構築 《継続》

サプライチェーン全体のマネジメントを実施するために、皆様の仕入先様、並びにその先の仕入先様の環境マネジメントシステムの確認などをお願いします。

2. 温室効果ガスの削減 《取組み強化》

カーボンニュートラル・脱炭素社会の構築に向けた取り組みとして、温室効果ガス(GHG)排出量の更なる削減をお願いします。

3. 水環境インパクトの削減 《継続》

循環型社会の構築に向けた取り組みとして、水の使用による自然環境へのインパクト(影響)の削減をお願いします。

4. 資源循環の推進 《継続》

国内外における法規制対応した廃棄物削減活動など資源循環に関する取り組みをお願いします。

5. 化学物質の管理 《取組み強化》

現在の法令・運用に合わせた仕入先様内での管理体制強化のご対応をお願いします。

6. 自然共生社会の構築 《継続》

環境保全と自然共生社会の構築に向けた製品、拠点における生物多様性の配慮や、自然共生社会づくりなど各種取り組みをお願いします。

7. 物流納入におけるGHG排出量削減 《新規追加》

仕入先様の物流納入のGHG排出量の削減に向けた各種取組みをお願いします。

IV. 環境マネジメントの充実と強化

弊社環境基本方針をもとに仕入先様へお願いしたい取り組み事項を次の表にまとめましたので、ご確認の上、取り組みをお願いします。依頼事項につきましては、具体的な実務の中で取り組み状況を適宜確認し、その結果を考慮の上、必要な改善等をお願いさせていただきます。

また、弊社では、仕入先様の環境窓口責任者を通じて各種の環境取り組みを推進させていただいております。

新規仕入先様におかれましては、環境窓口責任者をご選任いただき、仕入先様の社内における各種取り組みの継続的な推進をお願いします。

お願い事項一覧

※対象○ 対象外—

環境取組み事項		対象仕入先様				
		部品・金型・治工具	原材料・副資材	梱包・包装資材	設備・工事・清掃	物流・運送
1. 環境マネジメントシステムの構築	(1) 環境マネジメント体制の構築	○	○	○	○	○
	(2) 事業活動に関わる環境取り組み	○	○	○	○	○
2.	温室効果ガス(GHG)の削減	○	○	○	○	○
3.	水インパクトの削減	○	○	○	○	○
4.	資源循環の推進	○	○	○	○	○
5. 化学物質の管理	(1) 部品、原材料(これらの製品の梱包資材含む)に関する化学物質管理	○	○	○	—	—
	(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包、包装資材」等に関する化学物質の管理	—	○	○	—	—
6.	自然共生社会の構築	○	○	○	○	○
7.	物流納入におけるGHG排出量の削減	○	○	○	—	○

1) 環境マネジメントシステムの構築

(1) 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。仕入先様においても、環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

・環境マネジメント体制の構築

環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様の仕入先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先の仕入先様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。あわせて、仕入先様の事業活動に役立てていくため、弊社より環境関連法令の情報提供を随時させていただきます。

(2) 事業活動に関わる環境取り組み

仕入先様の事業活動においても、積極的な環境取り組みをお願いします。

a) 環境に関する法令の遵守

仕入先様の事業活動における、環境に関する法令の遵守をお願いします。

b) 環境パフォーマンスの向上

仕入先様の事業活動における、以下の環境パフォーマンス向上に努めていただきますよう、生産段階での環境改善への取り組みをお願いします。

2) 温室効果ガス(GHG)の削減

弊社ではライフサイクル全体の温室効果ガス(以下GHG)排出量を評価し、削減に努めています。

※GHG:Green House Gas

a) 購入資材におけるGHG排出量の削減

下記などの取り組みを実施いただき、仕入先様の購入資材(最上流から製造まで)のGHG排出量の削減をお願いします。

- ・部品の軽量化などによる原材料の使用量削減
- ・製造時のGHG排出量の少ない原材料の活用促進

b) 生産におけるGHG排出量の削減

仕入先様の生産における、GHG排出量の実績管理と削減をお願いします。

(対象の仕入先様には個別に連絡いたします)。

c) 物流におけるGHG排出量の削減

仕入先様の納入物流のGHG排出量の削減をお願いします。

d) 廃棄・リサイクルにおけるGHG排出量の削減

納入製品の設計・開発段階において、仕入先様の製品が最終的に廃棄・リサイクルされる際のGHG排出量の削減に寄与する製品の設計・開発をお願いします。

e) フロン排出量の削減

仕入先様の拠点や納入製品においてフロン類を使用しているお取引先様は、低GWPフロン及びノンフロンへの転換などの対応にご協力をお願いします。

f) 納入設備におけるGHG排出量の削減

弊社に納入いただく生産設備に関して、GHG排出量削減(エネルギー効率の向上)に寄与する設計・開発・提案をお願いします。

3) 水環境インパクトの削減

弊社では「水量」「水質」に対するインパクト(影響)の削減を推進しています。具体的な取り組みとしては、「生産活動における水使用量の低減」等を進めております。

仕入先様におかれましても、水環境インパクトの削減をお願いします。水リスクとその対策及び水使用実績など確認させていただきます。

(対象の仕入先様には個別に連絡いたします)。

4) 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州ELV指令をはじめとした政策など、国内外における法規制対応した廃棄物削減活動など、資源循環に関する取り組みを推進しております。仕入先様にも資源循環に関する取り組みにご協力をお願いします。また、廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。

a) 納入製品における枯渇性資源の使用量削減のための技術開発枯渇リスクのある枯渇性資源の使用量削減をお願いします。

b) 製品使用後の廃棄時における適正処理・3Rを考慮した素材や製品の開発製品が使用後に廃棄される際に適正処理・3Rが実施しやすくなるような取り組みをお願いします。なお、必要に応じて適正処理方法・リサイクル方法の説明をお願いします。

また、適正処理が困難と予想される新素材については、事前に弊社担当までご相談ください。

c) 生産における廃棄物の削減とリサイクルの推進

生産における廃棄物についても、削減とリサイクルの推進をお願いします。

d) 物流における梱包・包装資材の使用量削減

物流における梱包・包装資材についても使用量削減をお願いします。

5) 化学物質の管理

弊社は、欧州ELV、欧州REACH、化審法など、国内外における法規制に対応した化学物質の管理(廃止、削減等)を行っています。対象の仕入先様には、下記項目に関する関連法令・大豊技術標準に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

(1) 部品、原材料(これらの製品の梱包資材含む)に関する化学物質の管理

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理(廃止、削減等)と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

a) 開発・設計・量産段階における化学物質の管理

- ・ 化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は大豊技術標準(TDSZ0001)「環境負荷物質の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に従い、実施してください。

- ・ 部品、原材料が新たに設定されたり、材料変更

および重量変更が発生した場合、全ての対象部品、原材料に対し、期日までに材料・化学物質情報のIMDSデータ提出を確実に実施してください。

弊社は化学物質・リサイクル率管理のツールとして、IMDSによる材料データ管理をグローバルに進めています。

IMDSの対応に関するマニュアルは、IMDS公式ホームページのヘルプをご確認ください。

URL <https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/help>

- ・弊社から個別に部品、原材料に対し、材料・化学物質データ調査をお願いした際は、IMDSデータの提出を指定期日までに確実に実施くださるようお願いします。
- ・開発・設計・生産準備・量産段階に、必要に応じて仕入先様の工程監査を実施します。
- ・IMDSにてご報告いただいた内容と異なることがないよう、仕入先様が購入される部品、原材料の管理や、製造工程での混入防止を実施してください。必要に応じてデータの提出をお願いさせていただきます。

b) 梱包・包装資材の化学物質の管理

- ・梱包・包装資材の設定時は上記大豊技術標準(TDSZ0001)「環境負荷物質の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に規定した禁止・制限物質を含有しないよう、材料選定をお願いします。

c) 樹脂・ゴム部品の材質表示

- ・大豊技術標準(TDSZ0001)「環境負荷物質の製品及び材料、部品、副資材への使用制限」に基づき、管理体制の整備をお願いします。
(弊社より別途確認させていただきます)

(2) 弊社の拠点で使用する「原材料、副資材、梱包、包装資材」等に関する化学物質の管理・納入・持込み材料に使用禁止物質を含有しないようお願いします。

- ・原材料、副資材の新規採用計画時には、納入材料の成分調査結果「納入資材成分報告書」及び「化学物質等安全データシート(SDS)」など事前検討に必要な情報を、採用計画部署へ連絡して頂きます様お願いします。
- ・SDSは最新状態を保つ為、法改正などにより記載内容が変更になった場合は速やかに最新版を提出していただきますようお願いします。

6) 自然共生社会の構築

弊社では自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。仕入先様の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いします。

- a) 事業所を中心とした周辺地域の自然保全活動
- b) 社外活動への参画を通じた自然保全活動

7) 物流納入におけるGHG排出量削減（新規追加）

弊社では従来より生産に関するGHG排出量削減に向けた取組みを実施しております。カーボンニュートラル・脱炭素社会の構築に向けて今後につきましては生産工程以外のGHG排出量削減も進め、仕入先様の物流納入に関するGHG排出量も含めた削減活動についても推進をお願いします。

〈お問合せ先一覧〉

本件に関するお問合せ先は下記にお願いします。

環境部（環境マネジメントシステムの構築、環境全般）

TEL 0565-28-9289 FAX 0565-29-1219

技術企画推進部（化学物質の管理）

TEL 0565-28-9284 FAX 0565-28-9298

生産管理部 物流管理G

（物流・梱包包装資材の化学物質の管理）

TEL 0565-28-2279 FAX 0565-28-2328

調達部（全般窓口）

TEL 0565-28-2079 FAX 0565-27-1821

※なお、ガイドライン、別表、別紙などは環境の変化

により変更・更新します。最新版につきましては

弊社ホームページにてご確認下さい。

化学物質関連法令・用語集

(1) 欧州REACH規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則〈(EC) No 1907/2006〉」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規則のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握、リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられる。

(2) 欧州CLP規則

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則〈(EC) No 1272/2008〉」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール(GHS)に基づく仕組みに変更するものである。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められる。

(3) 欧州ELV指令(End of Life Vehicle)

2000年に発効した「使用済み自動車(ELV)のリサイクル指令(2000/53/EC)」。使用済み自動車による環境負荷削減のために、製品に含有する化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。規制対象の物質については、技術的に困難で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

(4) 米国TSCA法(Toxic Substances Control Act)

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国EPA(環境保護庁)は化学物質、混合物に関する情報管理(報告、保持)、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

(5) 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」、新たな工業用化学物質(新規化学物質)について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

(6) 化管法

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止しようとする法律。PRTR制度と化管法SDS制度がある。

(7) PRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)

事業所が自ら化学物質の環境への排出量及び移動量を把握し、これらを届出する制度。

(8) 化管法SDS(Safely Data Sheet)制度

事業所が化学品等を他の事業者に譲渡・提供する場合に、有害性や取り扱いに関する情報をSDSに示し、提供を義務付けるとともに、ラベルにより表示する制度。

その他用語集

(1) ISO14001 (JIS Q 14001)

1996年に国際標準化機構(ISO)が制定した「環境マネジメントシステム」の国際規格。PDCAサイクルを回転することで、環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的な改善を図るシステム。

(2) IMDS (International Material Data System)

製品の材料と含有物質などのデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(3) エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステム。組織や事業者等が環境へ配慮した取り組みを主体的・積極的に行うための方法を定めている。

(4) SOC (Substance Of [environmental] Concern)

環境負荷物質。地球環境や人体などに有害な影響を与える恐れのある物質の総称。

(5) SVHC (Substances of Very High Concern)

REACH規制の認可対象物質に指定される候補となる物質。成形品中に閾値以上含有している場合は情報伝達の義務が生じる

(6) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

自動車業界でグローバルに使用される環境負荷物質の統一リスト。

(7) JAPIAシート

(Japan Auto Parts Industries Association. シート)

日本自動車部品工業会(JAPIA)シート連絡会にて合意された帳票。IMDSと同じく製品に含有する材料や化学物質の調査に用いるが、ルールは若干異なる点がある。主に国内部品メーカーのみでの使用となる。

(8) VOC (Volatile Organic Compounds)

揮発性有機化合物。常温常圧で大気中でガス状となる有機化合物の総称。

◆公表媒体、公表対象

本ガイドラインは、当社ウェブサイト上で公表をしています。

大豊工業 グリーン調達

検索

◆改訂履歴

グリーン調達ガイドラインは今後の法規制や社会動向により適時改訂します。

- ・初版(2008年 4月)
- ・2版(2011年 7月)
- ・3版(2014年12月)
- ・4版(2017年 1月)
- ・5版(2023年 5月)



○ 大豊工業株式会社

本社／〒471-8502 愛知県豊田市緑ヶ丘3-65
TEL:0565-28-2225(代) FAX:0565-28-2227

お問い合わせ先
調達部
TEL:0565-28-2079 FAX:0565-27-1821
URL:<http://www.taihonet.co.jp>